

MF Jエアバッグ式プロテクション登録に関する基準規格

2019年7月4日制定
2024年1月23日改定

第1条. 目的

1. 本規格は、一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会（以下「MFJ」という）が、ロードレース競技の安全に寄与することを目的とし、国際モーターサイクリズム連盟（以下「FIM」という）に準拠して規定するものである。
2. 本規格において「登録」とは、基本仕様及び構造の基準を定めるものであり、申請者から提出された製品が本規格に合致することを認めるものであり、その安全性および耐久性を保証するものでない。

第2条. 登録規格及び基準年度

1. 施行実施は2020年登録のエアバッグ式プロテクションから適用される。
2. 登録基準はFIMの規格変更及びMFJでの使用実績にもとづき、必要に応じて変更される。

第3条. 登録者の申請資格

1. 申請者は、エアバッグ製造会社または販売メーカーとする。
2. 申請者は、当該年度のMFJ賛助会員でなければならない。
尚、MFJ賛助会員を退会した場合、エアバッグ式プロテクションの登録は、登録年度の翌年度12月31日をもって抹消される。
3. 製品の補修・パーツの供給などアフターサービスが整っていないと認められない。

※初めて申請を希望する場合は、新規申請者の登録に伴い、「新規申請者登録書」の他、以下の書類を提出し、競技用装備部会にて認められた場合、公認申請の資格が与えられる。

- 1) 輸入代理店契約書：海外の製造メーカーから、日本での販売について総代理店として契約を証明する書類。
- 2) 総代理店が無い場合は、日本国内で他の会社が総代理店契約をしていない事を証明するもの。
- 3) 法人の登記証明書および事業案内。
- 4) 国内業務委託先との契約書：申請者以外が販売を委託する場合。

第4条. エアバッグ式プロテクションの登録申請

登録申請とはMFJ登録製品としての登録を、1製品ごとに申請を行なうことをいう。

1. 申請分類

1) 登録申請

MFJ登録エアバッグ式プロテクションとして、登録する場合。

2) 継続申請

すでにMFJに登録されているエアバッグ式プロテクションの登録期限が満了する前に、引き続き登録を継続する場合。尚、仕様に変更がある場合は継続とはならない。

2. 申請方法

登録申請には、MFJ事務局に以下①～⑥の書類と提出物を毎月20日（必着）の締切日までに提出すること。締切日が土日祝日にあたる場合は、その前日までに到着するよう申請すること。

尚、12月のみ15日（必着）を締切日とする。

1) 登録申請

①エアバッグ式プロテクション登録申請書

②図A プロテクション（脊柱プロテクション・チェストガード）

※エアバッグに装着されているプロテクションのCE規格の表示位置を示すこと。

③エアバッグメンテナンス項目

④誓約書

⑤写真（前／後）

⑥取り扱い説明書（※日本語表記以外は、翻訳したものを添付すること。）

・エアバッグ単体（展開充填用タンクが別体の場合はタンク含む）

・エアバッグ標準装着レーシングスーツ（MFJ公認レーシングスーツに限る）

2) 継続申請

継続申請には、エアバッグ式プロテクション登録申請書を有効期限が満了する前に、MFJ事務局へ申請すること。

第5条. 登録基準規格

1. エアバッグの取り付け方法

- 1) レーシングスーツ一体式、又は別体式でインナータイプの場合は、エアバッグが展開した場合に装備しているライダーに圧迫等で体に危害を加える事がなく、また間違って展開した場合でも、最低限のマシンコントロールが出来る様にすること。
- 2) 別体式でアウタータイプの場合は、走行時および展開時に路面等と接触しても脱落しない様に、確実な取り付け方法でライダーに装備されていなければならない。

2. エアバッグの起動（トリガー）方法

- 1) 無線式の場合は、ライダー（レーシングスーツ）に装備されたセンサー信号により、作動すること。
- 2) 有線式の場合は、ワイヤーの一方がマシンに装備され、他方はライダー（レーシングスーツ）につながれており、基準値を超える荷重がかかった（ライダーとマシンが離れた）場合に作動する構造であること。ワイヤーの長さは最大1.5m以下とする。

3. 充填時間

- 1) エアバッグが100%充填（展開）されるまでの時間は、最大0.2秒とする。
- 2) 無線式の場合はセンサーにトリガー信号が入ってから時間。
- 3) 有線（ワイヤー）式の場合は、ワイヤーが伸びてトリガー荷重が入力された時点からの時間。

4. 展開（膨張）保持時間

展開（膨張）した後に90%以上の膨張（展開）圧力を保持する時間は、3秒以上確保されていなければならない。

5. 保護範囲

- 1) エアバッグが展開（膨張）した場合は、少なくとも以下のいずれかの部分を覆って保護していること。
 - ・頸
 - ・胸（胸部）
 - ・背中（脊髄）

・肩

- 2) エアバッグの背中および胸部にCE規格に合致しているプロテクターが標準装備されている場合、登録公示時にプロテクターの装備項目が付記される。

プロテクター保護範囲	CE規格番号
背中：脊柱プロテクション	EN 1621-2
胸部：チェストガード	EN 1621-3

6. エアバッグ展開（膨張）装置（方法）と管理

- 1) 気体カートリッジを使用する場合は、使用する高圧ガスは非燃性のものであること。
また、膨張ガスの圧力保持（メンテナンス）期限が明記されていなければならない。
- 2) 火薬を使用する場合は、外部からの衝撃や高温に長時間さらされても爆発しないこと。
また、火薬類の使用期限を明記すること。
- 3) 充填装置（インフレーター）に火薬類を使用している場合は、火薬類適用除外指定品であること。

7. 充填装置（インフレーター）の装備

- 1) 充填装置用のカートリッジボンベまたは火薬パックを、エアバッグまたはレーシングスーツに装備する場合は、確実に固定され外部からの衝撃等があっても脱落および損傷を受けないこと。
- 2) 装備されたカートリッジボンベまたは火薬パックが、転倒等を含めて乗車時にライダーに危害や損傷を与える位置に装備されていないこと。

第6条. 登録審査

1. 登録審査

- ・登録申請された製品はMF J 競技用装備部会が、第5条. 登録基準規格に合致しているか判断し、承認する。
- ・MF J 競技用装備部会は、エアバッグ式プロテクション登録に関する例外措置の決定権を有する。

2. 登録発効と登録期限

- 1) 登録エアバッグ式プロテクションは、審査日の翌日付けで登録発効とする。
- 2) 登録期間は登録年度を含め5年間とし、以後5年毎に継続登録申請をすることが出来る。

第7条. 登録申請料の納付

登録申請料は、申請時にMFJに納入しなければならない。

尚、エアバッグおよびレーシングスーツを返却する際の送料は着払いとする。

申請料は、別に定める。

第8条. 登録の取り消し

登録申請にあたり、提出した誓約書の誓約事項に違反した場合は、登録が取り消される。

付則

本規格は、2024年1月23日から施行する。

改定履歴

2019年 7月 4日制定

2019年 9月11日改定

2023年 5月10日改定

2023年11月21日改定

2024年 1月23日改定